

第2章

ベトナムの肥料管理政策と実効性に関する予備的考察

荒神 衣美

要約：

本章では、ベトナムにおける肥料管理政策の実効性をはかるための準備作業として、主要政策と新聞報道の整理を行った。2017年政府議定108号の施行以降、肥料管理規制の政策的枠組みはかなり強化されているといえる。しかし、新聞報道によれば、規制強化の効果が行き届いている範囲は問題全体から見れば未だ氷山の一角であり、不正・粗悪肥料は遠隔地・少数民族地域を中心に残っているとみられる。法制度整備のみでは問題が解決しない理由を探るためにも、政策的枠組みでカバーされていない実態がどれほどの広まりを持っているのかを見極めることが重要になるだろう。

キーワード：ベトナム、粗悪肥料、肥料管理政策

1. はじめに

ベトナムの稲作には、周辺諸国と比べて肥料多投入の傾向がみられる。肥料および農薬の多投入は、経済効率の悪さに加え、土地の肥沃度低下をまねいていることから問題視されており、稲作地帯では持続的農業発展に向けて2000年代前半頃から「三減三増」（種籾、窒素肥料、農薬を減らし、生産性、品質、収益を向上させる）、「一要五減」（認証済みの種籾を使い、種籾、窒素肥料、農薬、水の使用量および収穫後の損失を減らす）といった運動が展開されている。

肥料の多投入をまねいた要因については議論のあるところだが、要因のひとつとして指摘されているのが肥料の低品質である。秋葉（2015）は、政府の奨励を通じて普及したベトナム国内産肥料の品質の低さが、肥料の過剰投入を引き起こす一因となったと指摘する。

実際、効果の弱い不正・粗悪肥料の蔓延は、ドイモイ開始以降のベトナムで深刻化しており、その排除に向けて政策的管理の強化が進められてきた。本章では、ベトナムにおける肥料管理政策の実効性をはかるための準備作業として、主要政策と新聞報道の整理を行う。ベトナムにおける不正・粗悪肥料問題は中国からの輸入品を一因とみるような論調もある（Yén Nhi 2017）。しかし、現地新聞報道を辿っていくと、基本的に国内肥料生産の増

加に伴って拡大してきた問題であることがみて取れる。以下、肥料管理政策が強化される過程と背景を概観したのち、規制強化の実態への効果を、新聞報道に基づき考察する。

2. 肥料管理政策の概要

2.1 2017年政府議定108号制定までの流れ

ベトナムでは1986年の市場経済化後、農業生産の飛躍的拡大にともなって国内肥料需要が急増した。2003年以前のベトナムではもっぱら輸入肥料がそうした国内需要を支えていたが、2004年にフーミー（Phú Mỹ）肥料工場が操業開始したのを皮切りに、国内肥料生産能力が大幅に高まった（荒神 2006 および図 1）。政府が合作社などを通じて国産肥料の使用を奨励したこともあって、国産肥料が市場に普及していった（秋葉 2015）。

肥料生産流通管理に関する最初の政府議定は、肥料の国内生産量が増加しはじめる直前の2003年に出された（2003年政府議定113号）。農業政策全般に高付加価値志向・安全志向が強まり始めた時期でもある。しかしながら、同議定における規定は概して曖昧であり、需要の高まりに伴い利益が見込まれるビジネスとなっていた肥料生産流通の現場では、以下のような問題が生じることとなった。

第1に、肥料生産事業を行うための条件が大まかにしか示されていなかったため、設備条件などが十分でない小規模零細な肥料生産事業体が急増した¹。第2に、流通認可にあたっての肥料試験の基準も明確でなく、人的コネクションを通じた認可取得が横行し、市場に出回る肥料の種類が無秩序に増加した²。第3に、肥料管理の主幹が工商省と農業農村開発省の二手に分かれており、両者の間での責任分担が明確でなく、いずれの機関も肥料生産・流通・輸出入に関する情報を十分に把握できていなかった³。

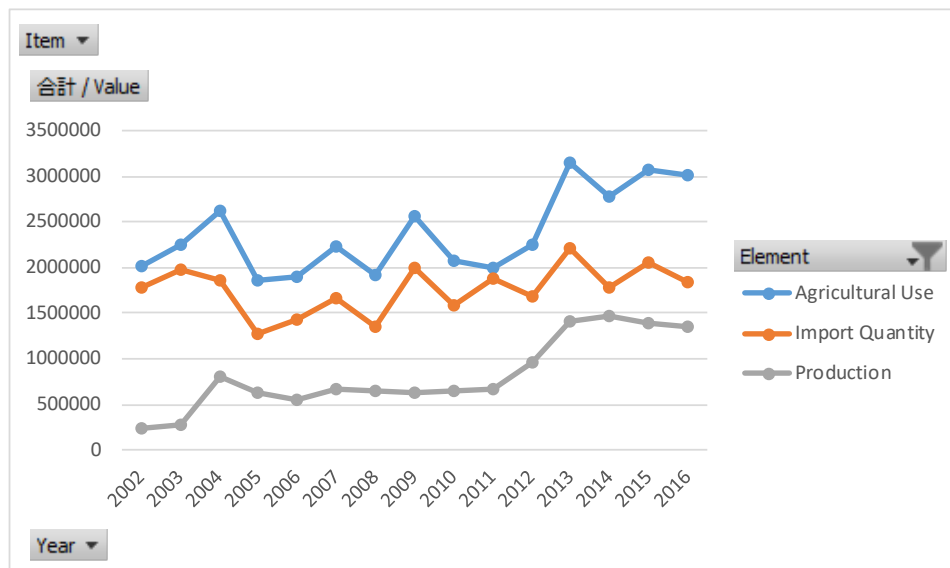
新聞報道によれば、2009年時点で全国の肥料生産業者数は300、市場に流通する肥料（無機・有機含む）は3000製品まで増えており、同時期に南部の各省で肥料生産者および販売業者を対象に実施された肥料サンプリング検査では、サンプルの50%弱がパッケージに表示された成分を満たしていないうえ、そうした粗悪肥料の割合は増加傾向にあることが示されたという（Công Phiên 2009）。

¹ Nguyễn Văn (2013), およびベトナム農業科学院肥料土壌研究所での聞き取り（2018年8月30日）に基づく。

² ベトナム農業科学院肥料土壌研究所での聞き取り（2018年8月30日）に基づく。

³ Nguyễn Văn (2013), およびベトナム農業科学院肥料土壌研究所での聞き取り（2018年8月30日）に基づく。

図1 肥料（窒素・リン・カリ）の生産・輸入・使用状況（単位：トン）



（出所）FAOSTAT (<http://www.fao.org/faostat/en/#data/RFN>)

小規模零細な肥料生産業者および市場流通する肥料種類の急増と並行する形で顕在化してきたと考えられる不正・粗悪肥料の横行に対処すべく、2013年には、2003年政府議定113号に置き換わる政府議定202号が施行された。政府議定202号では、①肥料生産に免許制（Giấy phép sản xuất phân bón）が適用された、②肥料販売にかかる条件が詳細に示された⁴、など、いくつかの点で2003年政府議定113号と比した管理の強化が見られる。しかし、政府議定202号に残された以下のような問題点（①肥料分類として、無機肥料と有機肥料以外に「その他の肥料」という定義のはっきりしないカテゴリーが設定された、②無機肥料は工商省、有機肥料とその他の肥料は農業農村開発省という2省管理体制が引き続き残った）もあって、政府議定202号の施行後も肥料生産業者および肥料種類は増加し、不正・粗悪肥料問題が深刻化した。2015年の違反数は4000件にも上ったと報じられている（VNS 2017）。

2.2 政府議定108号以降の肥料管理体制

2013年政府議定202号に置き換わるものとして、2017年9月20日付で政府議定108号が公布・施行された。政府議定108号では、これまで工商省と農業農村開発省に二分化されていた肥料管理の主幹が農業農村開発省に一本化され、肥料の種類が「化学肥料」「有機

⁴ ここで肥料販売の条件とされているのは、事業登録証がある、肥料品質を維持できる店舗・設備・倉庫がある、生産者・輸入者・肥料供給者を証明する法的文書がある、防火・環境・労働者の安全を守るに十分な条件がある、といった点である（第15条）。

肥料」「バイオ肥料」それぞれの細分類まで定義されたうえで、以下のような点について、これまでの議定と比べてかなり詳細に規定が示されている。

(1) 肥料の流通認定と試験

まず、肥料は農業農村開発省・植物保護局 (Cục Bảo vệ thực vật, 以下、植物保護局) による認定を要する商品とされ、各組織・個人は議定に添付された様式に従って、肥料銘柄ごとに流通認定を受けることが義務付けられた (第2章第1項)。認定には、登録者名、ベトナムでの連絡先、企業登録番号、肥料の名前・形状・品質指標 (組成・成分)⁵、生産者名・住所といった事項の登録が必要であり、これらに変更があれば再認定の手続きが求められる。また、認定証の有効期限は5年で、期限切れとなる3か月前に再認定の手続きを行わなければならない。

肥料の流通認定に際しては、事前に圃場試験を受けることが義務付けられており、試験の方法および実施組織についても、政府議定108号に詳細な規定が示されている (第2章第2項)⁶。試験方法については、各肥料の使用対象となる作付品目ごとの試験圃場の面積条件、試験に使用するために生産・輸入できる肥料の量の制限、計測すべき指標と計算式などが、議定の付録文書である「規範」に示されている⁷。各肥料は、最初に狭い圃場での試験を行い、収量への効果 (1ヘクタールあたり収量および肥料使用量1kgあたり収量) と経済効果 (試験時点の農産品価格に基づく) が確認されたら、より広い圃場での試験を行うこととされている。こうした肥料試験は、次のような条件を満たし、植物保護局から公認された組織 (Quyết định công nhận tổ chức đủ điều kiện khảo nghiệm phân bón) のみが実施を認められている (第15条)⁸。

- ① 法律に従って設立された組織であること。
- ② 試験を直接担当する者が、園芸、植物保護、土壌・肥料、農学、化学、生物学のいずれかの分野での大卒以上の学歴を持ち、肥料試験講習の受講認定書 (Giấy chứng nhận tập huấn khảo nghiệm phân bón) を保持していること。
- ③ 以下の条件を満たし肥料試験が実施できる正規職員 (職員、無期限雇用労働者、または任期付き雇用労働者) が少なくとも5人いること ;
 - a) ②に示された分野での大卒以上の学歴を持つ。
 - b) 肥料試験講習の受講認定書を保持している。

⁵ 品質指標については、議定の付録文書Vに、肥料種類別の詳細な品質指標 (各成分が表示の何パーセント以上含まれている必要があるかなど) と試験方法が定められている。

⁶ 2013年政府議定202号では、肥料試験の方法は定められておらず、実施組織についても「十分に条件の備わった」といった曖昧な書き方がされているのみで、具体的な条件は明示されていない (第20条)。

⁷ 議定によると、正式な国家規範が策定されるまでは、議定の付録とされている規範に従うこととなり、今後、政府議定108号とは別に、肥料試験に関する国家規範が公布されるものと推察される。

⁸ 公認にあたっては、政府議定108号の付録I様式7に従って、試験の実施を許可する文書が公布されることになっている。

- ④ 政府議定 108 号の付録Ⅲに定められた設備条件が整っている⁹。

肥料試験講習の内容は、肥料に関する法律規定、肥料の安全な保管と使用、肥料試験に関する規範、肥料試験実習、結果統計の収集と報告、といったもので、講習期間は 10 日間と定められている（第 37 条）。

(2) 肥料生産・販売

肥料生産については、2013 年政府議定 202 号ですでに免許制が導入されていたが、2017 年政府議定 108 号では認可基準がより具体化・厳格化され、すべての生産者は以下の条件を満たしたうえで、植物保護局から肥料生産条件が十分であることを示す認定証（Giấy chứng nhận đủ điều kiện sản xuất phân bón）を取得しなければならなくなった（第 18 条）。

- ① 法律に従って設立されていること。
- ② 肥料の生産ライン・機械設備の容量に適した生産場所・工場があること。
- ③ 原材料の処理から製品までの肥料生産ラインおよび機械設備は、技術規定に見合ったものであること。（肥料生産に）必須の工程においては、本議定付録Ⅳに規定されているように機械化もしくは自動化された機械設備を使用すること。
- ④ 機械設備は安全性を厳しく追及し、測定・試験設備は法律の規定に従って点検、修理、メンテナンスを受けること。
- ⑤ 原材料と製品とを分けて保管するスペース、および商品を整理する棚や袋があること。
- ⑥ 自らが生産した肥料の品質指標を評価するための公認された検査室がある、または指定された検査機関との契約があること。
- ⑦ ISO9001 に適合した品質管理システムがある、または設立から 1 年以内の新しい組織についてはそれと同等の品質管理システムがあること。
- ⑧ 肥料生産を直接管理・指揮する者は、園芸、植物保護、土壌・肥料、農学、化学、生物学のいずれかの分野で大卒以上の学歴を有していること。

肥料生産者認定証の取得にあたっては、議定の付録文書とされている所定の申請書および生産条件に関する詳細な説明書¹⁰に加えて、機械設備の点検・修理・メンテナンス証書、学歴証明書、環境基準の順守にかかる証明書、防火関連規定の順守にかかる証明書を提出

⁹ 議定の付録Ⅲに定められた設備条件には、試験実施のための土地と機具、肥料サンプルを保管するスペース、試験結果を統計処理できるソフトウェア、肥料品質検査ができる研究室、が含まれている。

¹⁰ 生産条件説明書（議定付録Ⅰの様式 14）には、以下を記載するようになっている。組織名、住所、代表者・管理者情報、工場全体および生産領域・倉庫それぞれの面積、生産する肥料名・生産量・生産に使用する機材、廃棄物処理・労働者保護・防火・肥料試験にかかる設備の整備状況（肥料試験設備がない場合は契約先）、人的資源。

しなければならない。肥料生産者認定証の有効期限は5年とされており、期限が切れる3か月前までに再申請をしなければならない。

一方、肥料販売についても、これまでの議定には定めなかった免許制が適用された。各肥料販売店は次の条件を満たして、植物保護局から認定証（Giấy chứng nhận đủ điều kiện buôn bán phân bón）を取得することが義務付けられている（第19条）。

- ① 法律に従って設立されていること。
- ② 店を持っており、そこには以下を備えていること：看板、肥料売買の記録簿、見えやすい場所に提示された各肥料の公開価格表。
- ③ 肥料の貯蔵場所および商品を整理するための棚・袋があること。
- ④ 肥料の直接の販売者は、園芸、植物保護、土壌・肥料、農学、化学、生物学の分野で中等教育以上¹¹の学歴を持つ場合を除き、肥料専門家育成認定証（Giấy chứng nhận bồi dưỡng chuyên môn về phân bón）を持っていること。

肥料販売店が満たすべき条件については2013年政府議定202号にも記載があったが、④の肥料販売者の学歴に関する規定は、2017年政府議定108号で新たに加わったものである。肥料専門家育成認定証を取得するには、肥料に関する法律規定、土壌・肥料、肥料の使用方法に関する講習および実習のコースを、全3日間受講しなければならないとされている（第39条）。

(3) 輸入

輸入については、すでにベトナム国内での流通を認定されている肥料の輸入においてはこれまで同様、認可を受ける必要はないが、次のような肥料を輸入する場合には、認可証（Giấy phép nhập khẩu）の取得が求められることになった（第27条）。

- ① 肥料試験の実施に使う肥料
- ② 運動場や公園に特化して使用する肥料
- ③ ベトナムで事業を行う外資企業の生産活動に使用する肥料
- ④ 試供品・サンプル品にする肥料
- ⑤ 見本市や展示会に出展する肥料
- ⑥ 輸向け肥料を生産するための肥料
- ⑦ 化学研究に用いる肥料
- ⑧ 肥料生産の原料となる肥料

(4) サンプル検査

¹¹ 中級専門学校や職業学校を指していると考えられる。

すでに市場に流通する肥料のサンプリング検査についても、政府議定 108 号ではこれまでの議定と比べて詳細な規定が示されている（第 32 条）。まず、国家管理政策のもとでの肥料品質検査の実施を目的としたサンプリングは、肥料サンプリング講習受講証（Giấy chứng nhận tập huấn lấy mẫu phân bón）を持つものによって実施されなければならないとされている。肥料サンプリング講習の内容は、肥料に関する法律規定、国家基準に従った肥料サンプルの採取方法、およびサンプル採取の実習で、講習期間は 5 日間とされている（第 38 条）。また、採取された肥料サンプルの検査は、国家管理機関に指定されたラボラトリーによらなければならないとされる。

以上のように、2017 年政府議定 108 号では、肥料の生産、流通、試験、輸入、サンプリング検査のあらゆる段階に認証制度を導入することによって、肥料品質管理の厳格化を図ろうとしている。認証発行に携わる組織・機関もまた、2016 年政府議定 107 号に従って適合性評価者の認定を受けることが義務付けられている（第 29 条）。

なお、肥料試験、サンプリング、専門家育成の各講習については、植物保護局が実際に講習を行う学校や研究所と協力して教材を作成することになっている。内容は年 1 回更新され、全国的に統一が図られる。講習の実施にあたっては、肥料に関係する協会や企業などとの連携が想定されている（第 41 条）。

(5) 罰則規定

このような 2017 年政府議定 108 号に従った肥料の品質管理をより厳格に実施するため、2018 年には肥料分野での行政違反に対する処分について規定する政府議定 55 号が公布・施行された。これ以前の肥料分野での罰則は、化学薬品および工業爆発物とまとめられる形で 2013 年政府議定 163 号のなかに定められていた。肥料分野に特化した新たな罰則規定では、違反があった場合、2017 年政府議定 108 号（および一部 2013 年政府議定 113 号）に基づいて交付された各種認証を剥奪すること、および違反内容ごとの罰金額などが詳細に示されている。

3. 肥料管理政策の実効性—新聞報道レビューに基づく考察—

では、このような規制の強化は、2000 年代前半から深刻化してきた不正・粗悪肥料問題の解消につながっているのだろうか。

筆者らがベトナムの一大コメ産地メコンデルタのアンザン省およびカントー市で行った聞き取り調査¹²に基づけば、少なくとも調査対象となった肥料販売店の店主は、2017 年

¹² 2018 年 8 月に実施。

政府議定 108 号の存在を把握しており、免許を取得したうえで、生産企業が提示する商品の認定証や肥料サンプルに基づいて、品質が確認できた肥料商品を販売している。また近年、大手肥料メーカーによる製品ブランド化が進んでおり、調査地ではブランド品が定着しつつある。日本の明治期には、肥料製品のブランド化と並んで特約店網の形成や共同購入事業が、不正・粗悪肥料の駆逐に重要な役割を持ったと指摘される（松本・坂根 2017）。そうした動きはいまのところベトナムでは見られないものの、農村において肥料は概してパッケージングされた状態（50kg）で販売されるため、パッケージごと偽造されるのであれば、いったんメーカーでパッケージングされたブランド品に不純物が混入する可能性は高くないと想像される¹³。農家間で各ブランド品を使用した感想やそれを販売する店などについて情報交換が行われたりもしており、調査対象となった農家のなかに不正・粗悪肥料に出くわしたというものはなかった。総じて、調査地では不正・粗悪肥料問題は深刻なものではなくなっていると思受けられる。

ところが、このような聞き取り調査から得た理解と矛盾することに、不正・粗悪肥料問題に関する新聞報道は、2017 年政府議定 108 号の施行後も留まることがない。報道によれば、2017 年政府議定 108 号の施行後、国内生産および輸入された肥料のなかから何種類もの不正品・粗悪品が摘発され、市場から駆逐されたものの、これらは不正・粗悪肥料問題全体からみれば氷山の一角に過ぎないようである。報道からは、とりわけ遠隔地ないし少数民族が多く居住する地域で不正・粗悪肥料が依然として横行している実態がうかがわれる（Thanh Hòa 2018, Minh Hữu 2018）。

不正・粗悪肥料問題が解消されない理由として多くの記事が指摘するのは、肥料生産者および市場に出回る肥料の種類が多すぎて、管理が行き届かないことである。2018 年 4 月時点の報道を参照すると、2017 年政府議定 108 号の施行から 1 年で 1200 の肥料製品が市場から排除されたものの、その間、新たに 4000 種類の肥料が流通認定を受けており、これまでに市場流通を認定された肥料の総数は無機・有機あわせて 14174 種類にも上ることだ（Ngọc Châu 2018）¹⁴。この 14000 超という数字には、流通認定を受けたのちに市場から駆逐された肥料も含まれている可能性がある。別の記事では、ベトナムで流通する肥料の種類は「6150」（Ngọc Anh 2018）、「数千」（Minh Hữu 2018）などとも報じられている。記事によって示されるデータが異なるものの、総じて市場に流通する肥料種類の多さが見て取れる。

さらに、その背景として、肥料の市場流通認定の前提となる肥料試験を実施する機関での不正問題についても報じられている（Bá Minh 2018, Chung Thủy 2018）。報道によれば、

¹³ また、有名ブランド品については各企業が商品にバーコードをつけるなどの対策を取っているため、偽造品が出回らなくなったとも報じられている（Minh Hữu 2018）。

¹⁴ 興味深いことに、同時期の英字紙でも同じ数字が挙げられているものの、その論調は「不正・粗悪肥料問題はコントロールできている」というものである（VNA 2018）。

植物保護局から公認を受けた 11 の肥料実施機関¹⁵で、不当な利益を目当てに基準に満たない肥料製品に認証が出されていることが、不正・粗悪肥料が市場から排除されない要因だという。

このように、新聞報道を参照するかぎり、2017 年政府議定 108 号施行後の規制強化による不正・粗悪肥料問題の解消は、いまのところ限定的なものに留まっていると見受けられる。不正・粗悪肥料問題の原因として現状で指摘されている点（肥料生産者および流通する肥料種類の多さ）は、2017 年政府議定 108 号が出される前から指摘されていた問題と変わっていない。

4. おわりに

2017 年政府議定 108 号の施行以降、肥料管理規制の政策的枠組みはかなり強化されているといえる。筆者らによる聞き取り調査を通じて、一部地域では、制度の適切な実施に加えて製品ブランド化という市場の変化もあいまって、不正・粗悪肥料が市場から排除されているという実態も確認された。しかしながら、新聞報道に基づけば、規制強化の効果が行き届いている範囲は問題全体から見れば未だ氷山の一角であり、不正・粗悪肥料は遠隔地・少数民族地域を中心に残っているようだ。このことは、不正・粗悪肥料問題の解消には、法制度整備だけでは対策が不十分であることを意味していると考えられる。とりわけ、政府機関での不正や汚職の発生は、肥料に限らず様々な分野で、制度の公正な実施を阻む要因となっている。国の検査・検閲は、肥料生産者および販売店からのサンプル採取を通じて行われているようだが、農家が実際に手にしている肥料の品質を精査することで、政策的枠組みでカバーされていない実態がどれほどの広まりを持っているのかを見極めることも重要になってくるだろう。

¹⁵ 肥料試験実施機関が 11 機関というのは報道時点での数字で、植物保護局のウェブサイトにある最新の肥料試験実施機関リスト（2018 年 5 月 8 日掲載）には、植物保護局に公認された肥料試験実施機関として 12 機関が示されており、さらにその後、2 機関の肥料試験実施を認める決定も出されている。

(<http://www.ppd.gov.vn/index.php?language=vi&nv=news&op=Khao-nghiem-phan-bon-170/Danh-sach-cac-to-chuc-du-dieu-kien-khao-nghiem-phan-bon-1214>, 2019 年 2 月 13 日閲覧)

【参考文献】

<日本語>

- 秋葉まり子 2015. 「合作社の役割と農業問題」 秋葉まり子編『ベトナム農村の組織と経済』弘前大学出版会 75-97.
- 荒神衣美 2006. 「国際市場とのつながりを強めた農業・農村とその地域差」 重富真一編『グローバルイゼーションと途上国農村市場の変化—統計的概観—』調査研究報告書 アジア経済研究所 53-78.
- 松本朋哉・坂根嘉弘 2017. 「不正肥料問題—アフリカの現状への近代日本からの教訓—」『アジア経済』第58巻2号 47-76.

<英語>

- VNS 2017. “Interest groups weaken fake fertilizer crackdown: meeting” Việt Nam News 10月21日付 (<https://vietnamnews.vn/society/416023/interest-groups-weaken-fake-fertiliser-crackdown-meeting.html#4ed8JpPXCAFUPYK1.97>, 2019年2月20日閲覧)
- VNS 2018. “No place for low quality fertilizer in market” Việt Nam News 3月27日付 (<https://vietnamnews.vn/society/425181/no-place-for-low-quality-fertiliser-in-market.html#AUWr7rxXRazyGCJg.97>, 2019年2月20日閲覧).

<ベトナム語>

- Bá Minh 2018. “Nhiều vụ phân bón kém chất lượng sẽ được công an điều tra” (多くの低品質肥料が公安の調査対象となるだろう) *Diễn đàn doanh nghiệp* (ビジネスフォーラム), 6月29日付 (<http://enternews.vn/nhieu-vu-phan-bon-kem-chat-luong-se-duoc-cong-an-dieu-tra-131608.html>, 2019年2月13日閲覧).
- Chung Thùy 2018. “Lợi ích nhóm trong sản xuất và kinh doanh phân bón giả” (不正肥料の生産経営における利益集団) *VOV* (ベトナムの声), 1月27日付 (<https://vov.vn/kinh-te/loi-ich-nhom-trong-san-xuat-va-kinh-doanh-phan-bon-gia-688352.vov>, 2019年2月13日閲覧).
- Công Phiên 2009. “Phân bón kém chất lượng tràn lan: Cơ quan quản lý bất lực” (低品質肥料の氾濫：管理機関の力不足) *Sài Gòn Giải Phóng* (サイゴン解放) 3月7日付 (<http://www.sggp.org.vn/phan-bon-kem-chat-luong-tran-lan-co-quan-quan-ly-bat-luc-55436.html>, 2019年2月15日閲覧).
- Minh Hữu 2018. “Tại sao phân bón giả vẫn hoành hành thị trường?” (なぜ不正肥料は依然として市場にはびこっているのか?) *Pháp luật Việt Nam* (ベトナムの法律), 6月2日付 (<http://baophapluat.vn/tieng-noi-da-chieu/tai-sao-phan-bon-gia-van-hoanh-hanh-thi-truong-395951.html>, 2019年2月13日閲覧).

- Ngọc Anh 2018. “Trên thị trường đang lưu hành tới 6.150 tên phân bón” (市場には 6150 に達する肥料銘柄が流通している) *Nhip sống kinh tế* (経済生活), 5 月 22 日 (<http://nhipsongkinhte.ttvn.vn/hang-hoa/tren-thi-truong-dang-luu-hanh-toi-6150-ten-phan-bon-4201822501959757.htm>, 2019 年 2 月 13 日閲覧).
- Ngọc Châu 2018. “Cần mạnh tay hơn với phân bón giả, kém chất lượng” (不正・粗悪肥料に対しより強い手を打つ必要がある) 農民会ホームページ, 4 月 20 日付 (<http://hoinongdan.org.vn/sitepages/news/46/69258/can-manh-tay-hon-voi-phan-bon-gia-kem-chat-luong>, 2019 年 2 月 13 日閲覧).
- Nguyễn Văn 2013. “Phân bón giả đang ở mức báo động” (不正肥料は憂慮すべき段階にある) *Nông Nghiệp Việt Nam* (ベトナム農業) 5 月 28 日付 (<https://nongnghiep.vn/phan-bon-gia-dang-o-muc-bao-dong-post110676.html>, 2019 年 2 月 14 日閲覧).
- Thanh Hòa 2018. “Trà Vinh: Phát hiện nhiều mẫu phân bón giả, kém chất lượng” (チャビン：多くの不正・粗悪肥料を検出) *Đại đoàn kết* (大団結), 4 月 25 日付 (<http://daidoanket.vn/antt/travinh-phat-hien-nhieu-mau-phan-bon-gia-kem-chat-luong-tintuc401971>, 2019 年 2 月 14 日閲覧).
- Yến Nhi 2017. “Chiêu lừa đảo phân bón Trung Quốc tinh vi khiến người tiêu dùng 'hoa mắt’” (洗練された中国肥料の不正に消費者は「めまい」) *VNMedia*, 2 月 10 日付 (<http://vnmedia.vn/thi-truong/201702/chieu-lua-dao-phan-bon-trung-quoc-tinh-vi-khien-nguoi-tieu-dung-hoa-mat-556201/>, 2019 年 2 月 14 日閲覧).